議案第１０６号

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

条例　別記のとおり

令和元年１１月２６日提出

入間市長　　田　中　龍　夫

提　案　理　由

職員の特別休暇である夏季休暇の日数等を定めるとともに、新たな特別休暇としてボランティア休暇を定めたいので、この案を提出するものである。

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項第１７号中「９月までの期間内において、市長が定める日数」を「１０月までの期間（以下この号において「取得期間」という。）内において８日（取得期間における職員の在職期間、勤務時間及び休職期間等を考慮し、任命権者が必要と認めるときは、別に定める日数）。ただし、任命権者は、公務の運営上特に必要と認めるときは、取得期間を変更することができる。」に改め、同項に次の一号を加える。

⑵1　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年度において５日の範囲内で必要と認める期間

ア　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ　障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、規則で定めるものにおける活動

ウ　ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ　その他規則で定める社会貢献活動

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第１４条第２項第１７号の規定による特別休暇は、令和２年度に取得する特別休暇から適用する。